

令和7年8月
道路整備計画等改定業務委託に係る受託候補者審査委員会

「道路整備計画等改定業務委託」に関する募集要項
(兼) 提案依頼書
(兼) 審査基準書

事務局：多摩市都市整備部道路交通課
電話：042-338-6859
メール：tm284000@city.tama.tokyo.jp

第1 事業概要

1 件名

道路整備計画等改定業務委託（以下、「本委託」という。）

2 事業の経緯と目的

多摩市では、多摩市総合計画のもと平成28年3月に「多摩市道路整備計画」を見直し、安全で快適な都市生活の向上に取り組んでいる。また、平成28年12月に施行された「無電柱化の推進に関する法律」を踏まえ、令和2年6月に「多摩市無電柱化推進計画」を策定し、市道の無電柱化に努めているところである。

一方、市内各所の道路建設から長い年月が経過しており、老朽化に伴う維持管理費の増加や更新費用の集中が課題となり、安全性の確保は予断を許さない状況である。令和3年7月には、多摩市公共施設等総合管理計画における個別施設計画として「多摩市舗装更新計画」を策定したところであるが、更なる取組の拡充や、運用面の課題改善が求められている。

このような状況下において、いずれの計画も限られた行政運営基盤のもとで効果的に進めていくことが求められており、社会情勢や技術革新といった各計画を取り巻く環境の変化にも留意が必要である。

本委託は、「多摩市道路整備計画」の見直しから約10年が経過することを踏まえ、各計画の進捗状況や最新の関連法令・基準、先進事例などを考慮し、他の計画との整合を図りつつ、これらの計画がより実行性の高い効果的なものとなるよう改定を行うことを目的としている。

なお、既存計画の見直しにあたっては、不必要にその全てを見直すのではなく、本委託の趣旨を十分に考慮するとともに、優先度の高い検討を重点的に取り組むこととする。

3 契約期間

契約締結日～令和10年2月29日

4 契約目途額

契約目途額は総額で77,241,000円（税抜）（84,965,100円（税込））である。なお、提案価格が契約目途額を超過している場合は失格とする。

5 契約目途額のほかに定める上限金額

提案価格の上限は、契約目途額のほか、以下（1）～（3）のとおりとする。

（1）提案価格のうち、令和7年度分は10,000,000円（税込）以下とする。

（2）提案価格のうち、令和8年度分は55,000,000円（税込）以下とする。

（3）提案価格のうち、令和8年度分と令和9年度分の合計は75,000,000円（税込）以下とする。

6 事業の概要

本委託は、多摩市道路整備計画、多摩市無電柱化推進計画、多摩市舗装更新計画を改定するとともに、道路附属物等の維持管理及び点検に係る検討を行うものである。

また、詳細については標準要求書を参照されたい。

(1) 対象とする計画

多摩市道路整備計画、多摩市無電柱化推進計画、多摩市舗装更新計画

(2) 対象とする施設

多摩市管理道路を対象とする。なお、車道のほか、歩道、遊歩道、交通安全施設を含むものとする。なお、各施設の定義や数量については、標準要求書に記載のとおりとする。

(3) 委託内容

ア 多摩市道路整備計画

(ア) 現状と課題の整理

(イ) 計画路線図・一覧表の更新

(ウ) 重要整備路線図・一覧表の更新

(エ) 多摩ニュータウン地区における関連事業等を踏まえた検討

(オ) 上記(ア)～(エ)の結果を踏まえた多摩市道路整備計画の改定

イ 多摩市無電柱化推進計画

(ア) 現状と課題の整理

(イ) 基本方針の改定

(ウ) 路線の追加に伴う検討(庁舎整備事業に伴う無電柱化の検討)

(エ) 今後の事業化に係る検討

(オ) 上記(ア)～(エ)の結果を踏まえた多摩市無電柱化推進計画の改定

ウ 多摩市舗装更新計画

(ア) 現状と課題の整理

(イ) 管理基準や状態把握の方針に係る検討

(ウ) 今後の舗装更新(車道・歩道・遊歩道)について検討

(エ) 上記(ア)～(ウ)の結果を踏まえた舗装更新計画の改定

(オ) 道路陥没に係る今後の提案

エ 道路附属物等の維持管理及び点検に係る検討

(ア) 現状と課題の整理

(イ) 道路附属物等の維持管理の基本的な考え方の検討

(ウ) 道路附属物等の点検実施に係る提案

オ 市民参画等の実施・運営支援

(ア) パブリックコメント実施に向けた支援業務

(イ) 市民説明会(意見交換会)の開催に向けた支援業務

第2 プロポーザルを採用する理由と導入効果

本委託においては、個々の計画改定に留まらず、複数の計画改定を一体的に検討していく。各分野横断的に検討可能な体制が受託候補者により構築され、本委託が多摩市とは異なる視点で捉え直される等、より合理的な計画検討の実現が期待できる。

例えば、道路の拡幅や無電柱化といった整備事業と、舗装の補修工事が同一路線で計画されている場合には、施工時期の整合を図ることが想定できる。また、路面性状調査の見直し過程においては、路面下空洞や道路附属物など異なる分野の調査とあわせた取組の実現も期待できる。

したがって、価格のみの競争ではなく最大の効果を上げるための観点も含めた審査が適しているため、公募型プロポーザルによる随意契約を採用する。具体的には、受託候補者の発想や、課題解決方法及び取組体制等の提案、今後の事業の合理化等によるトータルコストの削減効果といった観点が挙げられる。

第3 参加条件

本プロポーザルに参加するために必要な資格及び条件は、以下のとおりである。日付指定のないものについては、参加申込書の作成日を基準日とし、契約締結日までに再度確認を行うものとする。

- 1 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登載された者のうち、一都三県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）に本社が所在していること。
- 2 上記1の登録において、「土木設計」の業種に登録があること。
- 3 以下の業務実績（1）～（4）を全て保有すること。
 - （1）道路の新設や改良等に係る設計もしくは計画に関する委託業務の実績、または地域交通に係る計画に関する委託業務の実績があること。ただし、国又は地方公共団体（公社を含む。）が発注した業務であること。また、契約締結日が平成27年4月1日以降の業務であること。（履行中の業務も可とする。）そして、TECRIS（測量調査設計業務実績情報システム）において登録内容が確認可能であること。
 - （2）道路の無電柱化（電線共同溝整備）に係る設計もしくは計画に関する委託業務の実績があること。ただし、国又は地方公共団体（公社を含む。）が発注した業務であること。また、契約締結日が平成27年4月1日以降の業務であること。（履行中の業務も可とする。）そして、TECRIS（測量調査設計業務実績情報システム）において登録内容が確認可能であること。
 - （3）道路の舗装について、劣化状況に係る調査もしくは調査計画に関する委託業務の実績、または補修・更新・長寿命化等に係る計画に関する委託業務の実績があ

ること。ただし、国又は地方公共団体（公社を含む。）が発注した業務であること。また、契約締結日が平成27年4月1日以降の業務であること。（履行中の業務も可とする。）そして、TECRIS（測量調査設計業務実績情報システム）において登録内容が確認可能であること。

- (4) 道路構造物（橋梁を含む。）もしくは道路附属物（単一の対象施設でも構わないものとする。）の点検もしくは点検計画に関する委託業務の実績、または補修・更新・長寿命化等に係る計画に関する委託業務の実績があること。ただし、国又は地方公共団体（公社を含む。）が発注した業務であること。また、契約締結日が平成27年4月1日以降の業務であること。（履行中の業務も可とする。）そして、TECRIS（測量調査設計業務実績情報システム）において登録内容が確認可能であること。

- 4 主任技術者として以下の資格条件と業務実績を有する者を配置できること。

資格条件：技術士（建設部門 - 鋼構造及びコンクリートもしくは都市及び地方計画もしくは道路）

業務実績：前項3の（1）～（4）のいずれかの業務実績

- 5 主任技術者もしくは以下の資格条件を満たす者（複数人でも構わないものとする。）を配置することにより、配置予定技術者の業務実績を積み上げた結果、前々項3の（1）～（4）の業務実績全てを満たすこと。

資格条件：技術士（建設部門）またはRCCM（鋼構造及びコンクリートもしくは都市計画及び地方計画もしくは道路）

- 6 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないものであり、多摩市の契約案件において、過去2年間、同法施行令第167条の4第2項の規定に該当しないこと。

- 7 過去1年以内に多摩市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

- 8 経営不振の状態〔会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき、更正手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく民事再生手続開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、多摩市が経営不振の状態を逸したと認めた場合は除く〕にないこと。ただし、契約時に上記経営不振の状態にある者は契約しない。

- 9 多摩市契約における暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置期間中でないこと。

- 10 国税または地方税を滞納していないこと。

第4 道路整備計画等改定業務委託に係る受託候補者審査委員会（以下、「審査委員会」という。）について

審査委員会の委員は以下のとおりである。なお、委員に不当接触した者又は不当接触しようとした者は失格にする。

また、事務局は多摩市都市整備部道路交通課である。

委員（会長）	多摩市都市整備部長	
委員	多摩市企画政策部	施設保全課長
委員	多摩市都市整備部	副参事
委員	多摩市環境部	公園緑地課長
委員	多摩市下水道部	下水道課長

第5 受託候補者選定に係るスケジュール

1	募集要項等を多摩市公式ホームページに掲載	令和7年 8月 6日～
2	参加申込書提出期間	令和7年 8月18日～8月25日
3	参加決定通知送付	令和7年 8月27日
4	質問受付期間	令和7年 8月27日～9月 5日
5	質問回答期間	令和7年 9月10日～9月19日
6	提案書受付期間	令和7年 8月27日～9月30日
7	第一次審査	令和7年10月16日
8	第一次審査結果通知	令和7年10月23日
9	第二次審査	令和7年11月11日
10	第二次審査結果通知	令和7年11月28日
11	契約締結	令和7年12月 3日（予定）

第6 提案依頼の内容及び契約に関する基本的事項

- 1 契約件名 道路整備計画等改定業務委託
- 2 契約予定日 令和7年12月3日
- 3 契約期間 契約締結日～令和10年2月29日
- 4 検査・支払 履行検査及び支払は、年度ごとの年1回とする。
年度ごとの履行検査の範囲及び支払額は、予め契約に定めるものとし、履行検査は当該範囲が完了した日以降から各年度の最終営業日までに行うものとする。
- 5 契約仕様 最終的な契約仕様については、標準要求書及び審査過程で受託候補者から提案のあった内容の範囲内において、市と受託候補者の協議のうえ決定する。

6 参加申込に係る提出書類・提出方法について

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式1）

イ 事業者概要調書（様式2）

ウ 業務実績調書（様式3）

※参加条件との照合を行う際、及び第一次審査を行う際に使用するので、「第3参加条件」及び「別紙1審査基準（採点表）（以下、「採点表」という。）」を踏まえて作成すること。

※業務実績の確認は「TECRIS（測量調査設計業務実績情報システム）」によるものとする。

エ 配置予定技術者調書（様式4）

※参加条件との照合を行う際、及び第一次審査を行う際に使用するので、「第3参加条件」及び採点表を踏まえて作成すること。

※業務実績の確認は「TECRIS（測量調査設計業務実績情報システム）」によるものとする。

(2) 提出方法

令和7年8月25日（月）午後5時までに、正本1部、副本1部を多摩市都市整備部道路交通課に送付または持参するものとする。電磁的記録を用いた提出は認めないので、全て紙で用意すること。なお、送付の場合は追跡可能かつ配達証明が可能な手段に限るものとし、追跡番号等の記録は保管しておくこと。

送付の場合は、送付後にその旨と追跡番号を電子メールにより報告すること。

持参の場合は開庁日の午前9時から正午もしくは午後1時から午後5時までの時間に限るものとし、来庁希望日の2営業日以上前に電子メールにより連絡をす

ること。当該時間内において事務局が不在となる場合は日程調整を依頼することがある。

なお、参加決定の通知をもって本プロポーザルへの参加を認めることとする。

(3) 辞退届の提出

やむを得ない事情により本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、様式8「辞退届」を提出すること。

7 提案書等に係る提出書類・提出方法について

(1) 参加が決定した者は、以下のとおりに提案書等を提出すること。

ア 企画提案提出書（様式5）

イ 提案書（任意様式）

※A4版（用紙は縦向きで8ページ以内）もしくはA3版（用紙は横向きで4ページ以内）とする。

※用紙の下部にページ番号を記載すること。

※文字列の方向は横書きとする。

※フォントサイズは10.5ポイント以上とする。

※文章による提案のほか、図、表、フロー等を用いることを推奨する。

ウ 提案価格見積書（様式6）

様式6のほか、費用積算の内訳を任意様式で年度ごとに作成すること。

(2) 提出方法

令和7年9月30日（火）午後5時までに、「正本1部、副本6部、CDまたはDVD1部」を多摩市都市整備部道路交通課に送付または持参するものとする。正本及び副本については印刷したものを、CDまたはDVDについては正本と同様の内容をPDF形式で記録したものを提出すること。なお、送付の場合は追跡可能かつ配達証明が可能な手段に限るものとし、追跡番号等の記録は保管しておくこと。

送付の場合は、送付後にその旨と追跡番号を電子メールにより報告すること。

持参の場合は、開庁日の午前9時から正午もしくは午後1時から午後5時までの時間に限るものとし、来庁希望日の2営業日以上前に電子メールにより連絡をすること。当該時間内において事務局が不在となる場合は日程調整を依頼することがある。

8 提案上の留意点（参考）

受託候補者は任意の構成により提案を行うことができるが、以下に提案上の留意点を記載する。

(1) 総論

多摩市の特性でもある、既存地区と多摩ニュータウン地区等との状況をふまえ、安全で快適な道路環境整備となるよう、業務全体を通した提案のポイントを記載すること。とりわけ、重点的に検討する項目を明らかにすること。

また、複数の計画を一体的に改定するうえでの利点や創意工夫について記載す

ること。

(2) 各論

現況把握の方針（目的、手段、対象等）については具体的に記載すること。現況把握が計画検討にあたって有意義なものであることや、限られた提案価格のなかで合理的手法を採用していることが望ましい。

また、検討の方針については、既定事項の見直しに留まらず、従来検討されてこなかった事項を検討することにより、計画を拡充していく方向性が明らかにされていることが望ましい。計画を拡充していく方向性については、各計画に基づく業務がどのように改善されるかを示して提案すること。だれもが安全で快適に移動できる道路環境が整うよう、道路施設の計画的更新や予防保全型の維持管理につながる検討を期待している。

(3) 業務実施体制

業務成果の品質確保や向上させる工夫について記載すること。なお、提案書においては「配置予定技術者調書（様式4）」に記載の無い者を含め、主要な配置予定技術者が分かるよう記載すること。

(4) 業務スケジュール及び役割分担

業務スケジュールを提案する際、多摩市が作業を行う時期も想定して記載するものとする。とりわけ市民参画に係る業務については明確に記載すること。

9 事務局からの通知

参加決定通知、第一次審査結果通知、第二次審査結果通知については、書面により行うものとし、原本を送付するとともに写しを電子メールにて送信する。なお、送付の都合により、原本が受託候補者に到達する日が「第5受託候補者選定に係るスケジュール」に記載の日を超過する可能性があるため、必ず電子メールを確認すること。

ただし、以下の者については、各通知を行わないものとする。

- (1) 参加資格を満たさない者については、参加決定通知を行わない。
- (2) 第一次審査の結果、上位四者に該当しない者については、第一次審査結果通知を行わない。（上位三者及び次席者に通知するため。）
- (3) 第二次審査の結果、上位二者に該当しない者については、第二次審査結果通知を行わない。（上位一者及び次席者に通知するため。）

第7 審査方法及び審査基準

審査は第一次審査及び第二次審査に分けて行う。委員1人当たり990点満点とし、委員は5人であるから、4950点が最大得点となる。最も得点が高い者を最適受託候補者とし、次に得点が高い者を次席者として選定する。ただし、総得点が2,825点（委員1人当たり565点）未満の者については、最適受託候補者及び次席者に選定しないものとする。

なお、採点表は委員1人当たりの得点で記載している。

1 第一次審査

(1) 審査方法

第一次審査は、採点表のとおり書類審査を行い、640点満点である。委員は5人であるから、3,200点が最大得点となる。

書類審査のうち、提案書については各委員による審査を行い、配置予定技術者の資格及び業務実績、企業の業務実績、提案価格については所定の項目点を用いて事務局が審査を代行する。

第一次審査の結果、得点が高い順に上位三者までを選定し、第二次審査に進むものとする。

また、第一次審査では上位三者の次に得点の高い者を次席者に選定する。次席者は、上位三者のうちから辞退する者が生じた等の場合に第二次審査に進むものとする。

なお、同点のため上位三者もしくは次席者が重複する場合は、委員の投票で決する。さらに投票においても同数の場合は、会長により決する。

ただし、上位三者もしくは次席者に該当する者のうち、上位一者と比較して1,750点（委員1人当たり350点）を超える得点差が生じている者については、第二次審査に進むことができないものとする。

(2) 配置予定技術者における審査基準

ア 主任技術者について、以下の場合は加点対象とする。なお、(ア)と(イ)の双方を満たす場合の点数は、(ア)と(イ)の一方のみを満たす場合の点数と同じである。

(ア) 技術士（総合技術監理部門）を保有している場合。

(イ) 技術士（建設部門）における鋼構造及びコンクリートもしくは都市及び地方計画もしくは道路のうち2つ以上を保有している場合。

イ 主任技術者について、第3参加条件の3(1)(2)のいずれかの業務実績を保有し、かつ、(3)(4)のいずれかの業務実績を保有している場合は加点対象とする。

ウ 配置予定技術者のうち、技術士（建設部門 - 鋼構造及びコンクリートもしくは都市及び地方計画もしくは道路）のみにより、第3参加条件の3(1)～(4)の全てを満たしている場合は加点対象とする。

(3) 企業の業務実績における審査基準

第3参加条件の3(1)から(4)の各業務実績について、採点表のとおり得点を計上する。

なお、同種の業務実績の多寡を評価する目的ではないことに留意されたい。採点表の業務実績の各項目につき1件の業務実績を証明すれば構わないので、必要以上に業務実績関係書類の添付を行わないこと。ただし、採点表の「評価の基準」に記載されている「3点（略）の業務実績の両方」に該当する場合は、各1件（計2件）の業務実績関係書類の添付が必要である。

(4) 提案価格における審査基準

提案価格の評価は「価格点 = (1 - 落札率) × 1000」として算出し、「落札

率＝見積金額（税抜）÷契約目途額（税抜）」である。なお、価格点は小数点以下を切り捨てるものとし、100点を満点（上限）とする。

2 第二次審査

（1）審査方法

第二次審査は、提案書に基づくプレゼンテーション及び質疑応答により、採点表のとおり委員による審査を行うものとし、350点満点である。委員は5人であるから、第二次審査は1750点が最大得点となる。なお、一部減点方式を採用しているが、第二次審査の最低点は0点とし、第二次審査が負の得点になっても第一次審査の得点から減算しないものとする。

なお、プレゼンテーションについては、基本的に主任技術者による発言のみ許可するものとし、同伴者が主任技術者を補助するうえで必要な発言も例外として許可する。また、同伴者は主任技術者を補助するために必要な最小限の人数とすること。

3 配点

採点表のとおり。

第8 提案書等の無効について

提案書提出後の追加・修正等は認めないものとする。また、以下の条件にひとつでも該当するものは無効とし、失格とする。

- 1 本募集要項における所定事項について、不足もしくは逸脱しているもの。
- 2 虚偽表示またはその真偽が証明できない表示があった場合。
- 3 審査委員会の委員と不当接触した場合または不当接触しようとした場合。

第9 質問及び回答

- 1 本プロポーザルへの質疑は、質疑書（様式7）により、多摩市都市整備部道路交通課まで電子メールにより提出するものとする。
- 2 質問書の受付期間は、令和7年8月27日～9月5日までとする。
- 3 受付した質問とその回答は、令和7年9月19日までに全ての受託候補者へ電子メールで共有する。また、回答を行わない場合においても、その質問の内容と回答を行わない旨を併記して全ての受託候補者に共有する。
- 4 質問への回答は、必ずしも情報の存否によるのではなく、事務局の判断において行う。原則的に回答を行うが、回答しないことにより提案が不可能になり、もしくは

は公平性が阻害されるような場合を除いて、存在する情報であっても回答を行わない場合がある。

なお、本募集要項を公開した日から契約締結日までの間に多摩市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、多摩市情報公開条例第7条第5号イ（事務事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある情報のうち契約、交渉又は争訟に係る情報）に該当する等の理由により非公開もしくは一部公開とすることがある。

第10 備考

- 1 提出書類等は全て片面印刷とする。
- 2 本プロポーザルへの応募に係る書類作成及び提出等に要する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- 3 提出された書類一式は返却しないものとする。
- 4 契約に至った者から提出された提案書は、本委託の成果品に含むので、著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は多摩市に帰属するものとする。
- 5 公平性を期すため提案資料の中には社名やロゴを記載しないこと。また、プレゼンテーションの際は名札や社章を外した上で審査を受けること。
- 6 第二次審査では、スクリーン以外の機器（パソコンやプロジェクター等）は必要に応じ受託候補者で用意すること。
- 7 最適受託候補者・次席者については、事業者名等を多摩市公式ホームページに公表する。

第11 問合せ先

住 所 〒206-8666
多摩市関戸六丁目12番地1
多摩市役所（東庁舎2階）
多摩市都市整備部道路交通課

電 話 042-338-6859

F A X 042-339-7754

電子メール tm284000@city.tama.tokyo.jp

担 当 道路交通課 整備保全担当1 宍戸・青木

別紙1 審査基準（採点表）

審査	評価の項目	評価の対象	評価の着眼点	評価の基準	評価	係数	得点	得点
第一次審査	理解度及び企画力 (配点450点)	提案書	企画書の内容が分かりやすく、かつ読み手に伝わりやすいものであるか。	5点：特に優れている、4点：標準を上回る要素がある、3点：標準、2点：標準を下回る要素がある、1点：全く評価できない	5	5	25	450
			多摩市の特性・状況及び課題を的確に踏まえた提案であるか。	5点：特に優れている、4点：標準を上回る要素がある、3点：標準、2点：標準を下回る要素がある、1点：全く評価できない	5	5	25	
			複数計画を扱う意義をふまえ、合理化が期待される提案になっているか。	5点：特に優れている、4点：標準を上回る要素がある、3点：標準、2点：標準を下回る要素がある、1点：全く評価できない	5	5	25	
			計画の目的や優先課題をふまえ、個別業務の配分もしくは絶対量が適切であるか。	5点：特に優れている、4点：標準を上回る要素がある、3点：標準、2点：標準を下回る要素がある、1点：全く評価できない	5	5	25	
			現状把握の手法が合理的であり、かつ充実した内容であるか。	5点：特に優れている、4点：標準を上回る要素がある、3点：標準、2点：標準を下回る要素がある、1点：全く評価できない	5	10	50	
			検討項目に独自性があり、かつ説得力のある提案か。	5点：特に優れている、4点：標準を上回る要素がある、3点：標準、2点：標準を下回る要素がある、1点：全く評価できない	5	10	50	
			工程や手順などスケジュールと業務の妥当性、業務成果の品質確保や向上させる工夫はあるか。	5点：特に優れている、4点：標準を上回る要素がある、3点：標準、2点：標準を下回る要素がある、1点：全く評価できない	5	10	50	
			外部意見を反映させながら計画検討を行うための手法が具体的に提案されているか。	5点：特に優れている、4点：標準を上回る要素がある、3点：標準、2点：標準を下回る要素がある、1点：全く評価できない	5	10	50	
			本委託終了後、円滑に工事及び委託業務を発注していくための検討方針が示されているか。	5点：特に優れている、4点：標準を上回る要素がある、3点：標準、2点：標準を下回る要素がある、1点：全く評価できない	5	10	50	
			今後の維持管理費の効率化が期待できる提案か。	5点：特に優れている、4点：標準を上回る要素がある、3点：標準、2点：標準を下回る要素がある、1点：全く評価できない	5	10	50	
	歩道・遊歩道の更新については、その必要性や施工方法の妥当性等を整理するための検討方針が示されているか。	5点：特に優れている、4点：標準を上回る要素がある、3点：標準、2点：標準を下回る要素がある、1点：全く評価できない	5	10	50			
	業務実施体制 (配点30点)	配置予定技術者	主任技術者の資格	1点 次の加点項目(2点)に該当しない場合。 2点 技術士(総合技術監理部門)を保有している場合、もしくは技術士(建設部門)における鋼構造及びコンクリートもしくは都市及び地方計画もしくは道路のうち2つ以上を保有している場合。	2	5	10	30
			主任技術者の業務実績	1点 次の加点項目(2点)に該当しない場合。 2点 募集要項第3参加条件の3の業務実績のうち、(1)(2)のいずれかを保有し、かつ(3)(4)のいずれかを保有している場合。	2	5	10	
			配置予定技術者の資格及び業務実績	1点 次の加点項目(2点)に該当しない場合。 2点 配置予定技術者のうち、技術士(建設部門)における鋼構造及びコンクリートもしくは都市及び地方計画もしくは道路の業務実績を積み上げた結果、募集要項第3参加条件の3の業務実績(1)(2)(3)(4)の全てを満たしている場合。	2	5	10	
	業務業務実績 (配点60点)	企業の業務実績	道路の新設や改良等に係る設計もしくは計画に関する委託業務の実績、または地域交通に係る計画に関する委託業務の実績があること。ただし、国又は地方公共団体(公社を含む。)が発注した業務であること。また、契約締結日が平成27年4月1日以降の業務であること。(履行中の業務も可とする。)そして、TECRIS(測量調査設計業務実績情報システム)において登録内容が確認可能であること。	1点 設計の業務実績のみ 2点 計画の業務実績のみ 3点 設計と計画両方の業務実績	3	5	15	60
道路の無電柱化(電線共同溝整備)に係る設計もしくは計画に関する委託業務の実績があること。ただし、国又は地方公共団体(公社を含む。)が発注した業務であること。また、契約締結日が平成27年4月1日以降の業務であること。(履行中の業務も可とする。)そして、TECRIS(測量調査設計業務実績情報システム)において登録内容が確認可能であること。			1点 設計の業務実績のみ 2点 計画の業務実績のみ 3点 設計と計画両方の業務実績	3	5	15		
道路の舗装について、劣化状況に係る調査もしくは調査計画に関する委託業務の実績、または補修・更新・長寿命化等に係る計画に関する委託業務の実績があること。ただし、国又は地方公共団体(公社を含む。)が発注した業務であること。また、契約締結日が平成27年4月1日以降の業務であること。(履行中の業務も可とする。)そして、TECRIS(測量調査設計業務実績情報システム)において登録内容が確認可能であること。			1点 調査の業務実績のみ 2点 計画の業務実績のみ 3点 調査・計画の業務実績の両方	3	5	15		
道路構造物(橋梁を含む。)もしくは道路附属物(単一の対象施設でも構わないものとする。)の点検もしくは点検計画に関する委託業務の実績、または補修・更新・長寿命化等に係る計画に関する委託業務の実績があること。ただし、国又は地方公共団体(公社を含む。)が発注した業務であること。また、契約締結日が平成27年4月1日以降の業務であること。(履行中の業務も可とする。)そして、TECRIS(測量調査設計業務実績情報システム)において登録内容が確認可能であること。			1点 点検の業務実績のみ 2点 計画の業務実績のみ 3点 点検・計画の業務実績の両方	3	5	15		
提案価格 (配点100点)	提案価格	経済性を有する提案価格になっているか。	落札率=見積金額(税抜)÷契約目途額(税抜) 価格点=(1-落札率)×1000 ※小数点以下は切り捨てるものとする。 ※100点を満点(上限)とする。	100	1	100	100	
第二次審査	プレゼンテーション (配点350点)	プレゼンテーション	複数計画を扱う意義をふまえ、合理化が期待される提案になっているか。	5点：特に優れている、4点：標準を上回る要素がある、3点：標準、2点：標準を下回る要素がある、1点：全く評価できない	5	5	25	350
			計画の目的や優先課題をふまえ、個別業務の配分もしくは絶対量が適切であるか。	5点：特に優れている、4点：標準を上回る要素がある、3点：標準、2点：標準を下回る要素がある、1点：全く評価できない	5	5	25	
			現状把握の手法が合理的であり、かつ充実した内容であるか。	5点：特に優れている、4点：標準を上回る要素がある、3点：標準、2点：標準を下回る要素がある、1点：全く評価できない	5	10	50	
			検討項目に独自性があり、かつ説得力のある提案か。	5点：特に優れている、4点：標準を上回る要素がある、3点：標準、2点：標準を下回る要素がある、1点：全く評価できない	5	10	50	
			外部意見を反映させながら計画検討を行うための手法が具体的に提案されているか。	5点：特に優れている、4点：標準を上回る要素がある、3点：標準、2点：標準を下回る要素がある、1点：全く評価できない	5	10	50	
			本委託終了後、円滑に工事及び委託業務を発注していくための検討方針が示されているか。	5点：特に優れている、4点：標準を上回る要素がある、3点：標準、2点：標準を下回る要素がある、1点：全く評価できない	5	10	50	
			今後の維持管理費の効率化が期待できる提案か。	5点：特に優れている、4点：標準を上回る要素がある、3点：標準、2点：標準を下回る要素がある、1点：全く評価できない	5	10	50	
			歩道・遊歩道の更新については、その必要性や施工方法の妥当性等を整理するための検討方針が示されているか。	5点：特に優れている、4点：標準を上回る要素がある、3点：標準、2点：標準を下回る要素がある、1点：全く評価できない	5	10	50	
	提案姿勢 (減点方式)	プレゼンテーション	提案書と合致した説明であるか。	0点 提案書と合致した説明である。 -2点 提案書と一部が合致しない説明である。 -4点 提案書と大部分が合致しない説明である。	0	10	0	最も減点が多い場合 -120
			説明が明瞭であるか。	0点 説明が明瞭である。 -2点 説明の一部に不明瞭な点がある。 -4点 説明の大部分に不明瞭な点がある。	0	10	0	
			質疑に対して、的確な対応がなされているか。	0点 質疑に対して、的確な対応がなされている。 -2点 質疑に対して、一部が不適格である。 -4点 質疑に対して、大部分が不適格な対応である。	0	10	0	下限は0点とする。

※委員1人当たりの点数

「道路整備計画等改定業務委託」に関する募集要項
様式集

様式 1 参加申込書

様式 2 事業者概要調書

様式 3 業務実績調書

様式 4 配置予定技術者調書

様式 5 企画提案提出書

様式 6 提案価格見積書

様式 7 質疑書

様式 8 辞退届

(様式1)

令和 年 月 日

参加申込書

多摩市長 阿部 裕行

(提出者) 住 所
商号・名称
代表者氏名 ⑩

道路整備計画等改定業務委託に係る公募型プロポーザルに参加したいので、参加申込書を提出します。

なお、道路整備計画等改定業務委託に係る募集要項を理解し、同要項に定められた参加資格を満たしていること並びに提出書類の記載事項及び添付書類について、事実と相違ないことを誓約し、相違があった場合には失格とされても異議申し立てしません。

添付書類

- 1 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格審査受付票（写し）
- 2 上記の登録のうち、「土木設計」の業種登録が分かるもの

(連絡先)

担当者氏名

担当部署

電話番号

FAX番号

電子メール

(様式2)

令和 年 月 日

事業者概要調書

(提出者) 住 所

商号・名称

代表者氏名 ⑩

1 本社所在		
2 営業拠点		
3 参加条件等の確認	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する。	有 無 (有の場合の理由：)
	過去1年以内に多摩市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止の措置を受けている。	有 無 (有の場合の理由：)
	多摩市暴力団排除条例（令和25年条例第14号）第7条の規定に該当する。	有 無 (有の場合の理由：)
	民事再生法（令和11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしている。	有 無 (有の場合の理由：)
	会社更生法（令和14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項または第2項の規定更生手続開始の申し立てを含む。以下「更生手続開始の申し立て」という。）をしている、または更生手続開始の申し立てをなされている。	有 無 (有の場合の理由：)
	法人税を滞納している。	有 無 (有の場合の理由：)

(備考)

※ 会社案内等がある場合は添付すること。

※ 「3参加条件等の確認」における「有の場合の理由」は、提出者に過失がない等の特殊な状況下でない限り、基本的に認められないものと想定されたい。

(様式3)

令和 年 月 日

業務実績調書

(提出者) 住 所

商号・名称

代表者氏名 ④

1 募集要項第3参加条件の3(1)に記載の業務実績に関する記載欄

分類	件名	発注者	契約金額 (円)	契約期間
設計業務				
計画検討				

2 募集要項第3参加条件の3(2)に記載の業務実績に関する記載欄

分類	件名	発注者	契約金額 (円)	契約期間
設計業務				
計画検討				

3 募集要項第3参加条件の3(3)に記載の業務実績に関する記載欄

分類	件名	発注者	契約金額 (円)	契約期間
調査業務				
計画検討				

4 募集要項第3参加条件の3(4)に記載の業務実績に関する記載欄

分類	件名	発注者	契約金額 (円)	契約期間
点検業務				
計画検討				

※上段(設計業務、調査業務、点検業務)と下段(計画検討)の両方に該当すれば加対象となるが、上段のみまたは下段のみでも参加条件を満たすので、該当しない場合は空欄で構わない。

※各業務実績について、TECRIS(測量調査設計業務実績情報システム)の写しを添付すること。

(様式4の1)

令和 年 月 日

(提出者) 住 所

商号・名称

代表者氏名 ④

配置予定技術者調書

役割	氏名 (年齢)	保有資格
主任技術者		
担当技術者 1		
担当技術者 2		
担当技術者 3		

※主任技術者は、必ず記載すること。

※担当技術者は、参加条件及び得点に係る者のみを、必要最小限の構成で記載すること。必要最小限の構成とは、参加条件を満たし、かつ受託候補者の体制下で最も得点が高くなる場合の最小人数を指しており、最も多い場合で4名である。したがって、資格や業務実績が重複する等により、その者を記載せずとも参加条件及び得点への影響がない場合は記載を省略すること。同様に、担当技術者1及び2及び3の全てを記載する必要があるとは限らないので、この場合は空欄で構わない。なお、担当技術者1及び2及び3の記載については、識別を意図したものであり、順不同である。

※保有資格については、参加条件及び得点に係る資格のみを記載すること。また、資格証等の写しを添付すること。

(様式4の2)

令和 年 月 日

(提出者) 住 所
 商号・名称
 代表者氏名 ④

配置予定技術者調書

【主任技術者：氏名 (TECRIS技術者ID：)】

業務実績の種類	件名	発注者	契約金額 (円)	契約期間
募集要項第3 参加条件の3 (1)				
募集要項第3 参加条件の3 (2)				
募集要項第3 参加条件の3 (3)				
募集要項第3 参加条件の3 (4)				

- ※ 各業務実績についてTECRIS (測量調査設計業務実績情報システム) の写しを添付すること。
- ※ 該当しない場合は空欄で構わない。

(様式4の3)

令和 年 月 日

(提出者) 住 所
 商号・名称
 代表者氏名 ④

配置予定技術者調書

【担当技術者1：氏名 (TECRIS技術者ID：)】

業務実績の種類	件名	発注者	契約金額 (円)	契約期間
募集要項第3 参加条件の3 (1)				
募集要項第3 参加条件の3 (2)				
募集要項第3 参加条件の3 (3)				
募集要項第3 参加条件の3 (4)				

- ※ 各業務実績についてTECRIS (測量調査設計業務実績情報システム) の写しを添付すること。
- ※ 該当しない場合は空欄で構わない。
- ※ 「様式4の1」に「担当技術者1」を記載していない場合は提出不要である。

(様式4の4)

令和 年 月 日

(提出者) 住 所
 商号・名称
 代表者氏名 ④

配置予定技術者調書

【担当技術者2：氏名 (TECRIS技術者ID：)】

業務実績の種類	件名	発注者	契約金額 (円)	契約期間
募集要項第3 参加条件の3 (1)				
募集要項第3 参加条件の3 (2)				
募集要項第3 参加条件の3 (3)				
募集要項第3 参加条件の3 (4)				

※ 各業務実績についてTECRIS (測量調査設計業務実績情報システム) の写しを添付すること。

※ 該当しない場合は空欄で構わない。

※ 「様式4の1」に「担当技術者2」を記載していない場合は提出不要である。

(様式4の5)

令和 年 月 日

(提出者) 住 所
 商号・名称
 代表者氏名 ④

配置予定技術者調書

【担当技術者3：氏名 (TECRIS技術者ID：)】

業務実績の種類	件名	発注者	契約金額 (円)	契約期間
募集要項第3 参加条件の3 (1)				
募集要項第3 参加条件の3 (2)				
募集要項第3 参加条件の3 (3)				
募集要項第3 参加条件の3 (4)				

※ 各業務実績についてTECRIS (測量調査設計業務実績情報システム) の写しを添付すること。

※ 該当しない場合は空欄で構わない。

※ 「様式4の1」に「担当技術者3」を記載していない場合は提出不要である。

(様式5)

令和 年 月 日

企画提案提出書

多摩市長 阿部 裕行

(提出者) 住 所
商号・名称
代表者氏名.....⑩

道路整備計画等改定業務委託に係る公募型プロポーザルについて、別添のとおり企画提案書を提出します。

(連絡先)

担当者氏名.....

担当部署.....

電話番号.....

FAX番号.....

電子メール.....

令和 年 月 日

(様式6)

提案価格見積書

多摩市長 阿部 裕行

(提出者) 住 所
商号・名称
代表者氏名 ⑩

〔件名〕 道路整備計画等改定業務委託

提案価格 (総額) 円 (税抜)

年度	提案価格 (税抜)
令和7年度	円
令和8年度	円
令和9年度	円
総額	円

- ※ 提案価格 (税抜) は、全て整数とすること。
- ※ 任意様式により、各年度の内訳価格を添付すること。
- ※ 各年度の内訳価格については、他年度分の成果に係る費用を計上してはならない。ただし、令和8年度においては令和7年度から継続して履行した業務の成果に係る費用を、令和9年度においては令和7年度ならびに令和8年度から継続して履行した業務の成果に係る費用を計上することができる。なお、直接経費その他の内訳については、その算出根拠を明らかにするとともに、合理的な計上方法によることとする。

(様式7)

令和 年 月 日

質疑書

多摩市長 阿部 裕行

(提出者) 住 所
商号・名称
代表者氏名 ⑩

道路整備計画等改定業務委託に係る公募型プロポーザルに関し、下記のとおり質疑します。

記

質疑内容	
1	
2	

※ 質疑内容は、簡潔に記入すること。

(連絡先)

担当者氏名

担当部署

電話番号

FAX番号

電子メール

(様式 8)

令和 年 月 日

辞 退 届

多摩市長 阿部 裕行

(提出者) 住 所
商号・名称
代表者氏名 ⑩

道路整備計画等改定業務委託に係る公募型プロポーザルについて、下記のとおり辞退いたします。

記

辞退理由

.....
.....
.....
.....
.....

(連絡先)

担当者氏名

担当部署

電話番号

FAX番号

電子メール